

## 第54回新潟市緑化審議会議事録

開催年月日	令和4年2月2日(水) 午後2時00分から午後3時00分		
開催場所	新潟市役所本館 第3委員会室		
	委員氏名	出・欠	議事次第
会長	岡崎 篤行	出	1. 開 会  2. 報 告 ○新潟市の緑化推進について  3. 閉 会
副会長	村上 拓彦	出	
委員	指村 奈穂子	出	
〃	岩田 統子	出	
〃	椎谷 照美	出	
〃	菊野 麻子	出	
〃	衾津 知広 (代理:高崎 洋一)	出	
〃	渡辺 孝	出	
〃	小林 猛	出	
〃	佐藤 祥子	出	
〃	野俣 剛直	出	
〃	横山 恵里子	出	
出席者 合計	12 人		

上記議題の審議経過は、本議事録のとおりである。

令和4年 3月 2日

新潟市緑化審議会 議事録署名委員 菊野 麻子  
議事録署名委員 横山 恵里子

■ 第 54 回 新潟市緑化審議会 議事録

日時：令和 4 年 2 月 2 日（水）午後 2 時～

会場：新潟市役所本館 第 3 委員会室（WEB 会議）

（司 会）

それでは、只今より第54回新潟市緑化審議会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、ご多忙のところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。  
ございます。

私、本日の司会を務めさせていただきます、土木部公園水辺課の竹石と申します。

本日は、まん延防止等重点措置期間中であることから、WEB会議による開催とさせていただいております。至らない点があるかと思いますが、委員の皆様の協力により進めていきたいと考えていますので、よろしく申し上げます。

ここで、委員の皆様をお願い申し上げます。

建設速報社様より取材の申し出がございました。

緑化審議会の傍聴に関する要領では、審議会の許可を得た場合は写真撮影、録音等許可できるとなっておりますがよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

ありがとうございます。それでは、取材を許可したいと思います。また、あわせて事務局での議事録作成上、録音をさせていただきます。よろしく申し上げます。

（司 会）

それでは会議に先立ちまして新潟市土木部長の鈴木より挨拶いたします。

（鈴木土木部長）

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

委員の皆様におかれましては、日ごろより本市の緑化推進に多大なるご尽力とご協力をいただいておりますことに、この場をお借りして感謝を申し上げます。

先ほど事務局より説明のあったとおり、本日の第 54 回新潟市緑化審議会は、まん延防止重点措置適用期間中であることから、WEB 会議での開催とさせていただいております。皆様からのご協力をいただきありがとうございます。

今回の審議会では、昨年 12 月の第 53 回で報告させていただきました、新潟市の緑化推進についての 2 回目の報告と伺っております。

これまでに委員の皆様から頂きました意見を踏まえ、前回から一部変更等をしております

ので、今回の報告につきましても、引き続き、幅広い視点で忌憚のないご意見をいただきたいと考えております。

簡単ではございますが、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(司 会)

ありがとうございました。

続きまして、本日使用する資料について、確認させていただきます。

先日郵送させていただいたところでございますが、まず、議事次第、委員名簿、資料1の新潟市の緑化推進について、A3版カラー刷りが4枚と白黒の別紙調査票が2枚、そして、昨日メールで送信させていただいた、委員出席者名簿、事務局の配置図・出席者名簿となります。皆様不足はありませんでしょうか。

続きまして、本日の会議の委員の皆様、そして事務局の出席につきましては、昨日送付させていただきました、出席者名簿をもってかえさせていただきます。

椎谷委員が若干遅れるとのことですが、委員の皆様全員が出席となり、半数以上が出席となっておりますことから、会議が成立していることを報告させていただきます。

続いて、本日の会議の進行につきましてご説明いたします。

この後、岡崎会長に会議進行をお願いいたしまして、事務局より議事次第の2の報告として、新潟市の緑化推進について説明させていただきます。

予定している議事は以上となります。よろしくお願いいたします。

それではここで、議長である岡崎会長に進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(岡崎会長)

岡崎と申します。前回欠席しまして申し訳ありませんでした。

最初に、議事録署名委員について諮ります。

審議会運営要領の第3条により、審議会の議事録は会長の指名する、議事録署名委員が署名し、事務局で保管するものとあります。後日事務局が作成しました、議事録の内容を精査して頂き、内容が良ければ署名をすることになっています。

議事録署名委員については私から指名したいと思います。

今回は菊野委員と横山委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事次第2、報告の新潟市の緑化推進について事務局より説明をお願いします。

(事務局(長谷川))

事務局長谷川です。初めてのWEB会議なので不慣れな点がありますがよろしくお願いいたします。前回の第53回の緑化審議会では、新潟市のみどりの基本計画の一部追加に係る緑化重

点地区の指定と、新たな緑化助成制度の創設について説明させて頂きまして、審議会と意見票によって、委員の皆様からご意見を頂いていたところです。今回は、皆様から頂いたご意見を踏まえた内容を説明させて頂きまのでよろしくお願ひいたします。使用する資料につきましては、これから画面で共有させていただきます。

なお、前回説明した内容と重複している部分など一部説明を割愛させていただくところがありますので予めご了承願ひます。それでは説明に移ります。

まず、1. 新潟市みどりの基本計画の概要の詳細については、割愛させていただきますので、記載内容をご確認ください。

続いて、2. 緑化推進のための取組みについてですが、みどりの基本計画に記載されている緑化推進のための取組みとして、官が主に対応する公共空間でのみどりの創出、民が主に対応する民間の緑地の保全・緑化推進、協働によって対応するみどりの維持管理を図る、以上の3本の柱に基づき、特にみどりが不足している都心部のみどりの保全・創出、緑化の推進を重点的に取り組むこととしています。各柱の内容の詳細については、割愛させていただきますので、記載内容をご確認ください。

続いて、3. 新潟市のみどりの課題についてご説明します。本市では、2020年の11月に、新潟駅、万代、古町をつなぐ都心軸を、市民に親しみやすい名称として、にいがた2kmと名付け、にいがた2kmを含む新潟都心を中心としたまちづくりを進めており、新潟駅周辺整備事業や新たな中・長距離バスターミナルの整備、民間の再開発事業などが行われ、にいがた2kmを含む都心部が大きく生まれ変わろうとしています。

このように都心部が大きく変わろうとしている状況の中、本市のみどりの状況について確認してみると、新潟市全域では62.5%と緑被率は高い数値ですが、内訳をみるとほとんどが市街化調整区域で、市街化区域における緑被率はわずかとなっています。右の棒グラフは、各区の緑被率を示したもので、中央区に着目してみると、全体の緑被率は10.7%、市街化区域における緑被率は4.2%と低い状況であり、にいがた2kmを含む都心部の緑被率は特に低い値となっています。

このように、都心部の緑が少ない状況ではありますが、新潟駅万代広場整備や都心軸での再開発事業など、都心部が新しく生まれかわっていく中で、都心部の景観や魅力をより向上させるためには、みどりの果たす役割は重要となることから、みどりの基本計画にもあるように、都心部の緑を創出する取り組みを進めていく必要があります。

次のスライドに進みまして、4. 課題解決に向けた取り組み方針についてご説明します。右上に記載のとおり、これまでの本市の緑化推進は、官主体による「公共空間でのみどりの創出」の役割が大きかったものの、都心部では、既に土地利用がなされており、官だけでは、

新たな緑化を創出することが困難なため、民有地の改変時に緑化を促す取組みが必要になります。

そこで、これからは、行政が造るから官民で創る、へ転換し、官民が連携してまちなかの緑化を推進していきます。なお、赤い破線で囲った部分が、民有地の緑化を推進するための取組みとして、さらに注力していく内容になります。

次に、既存の制度と取組みを整理すると、まず、市街地整備に関しては、開発を促進するための支援措置として、市街地再開発事業と優良建築物等整備事業があります。

さらに、昨年9月1日に、にいがた2kmを含む都心部が都市再生緊急整備地域に指定されたことで、容積率の緩和などの特例が活用できることから、再開発の機運が高まることが予想されます。

こうした状況を契機に、都心部の緑化を推進するため、みどりの基本計画に新たに、にいがた2kmを含む都市再生緊急整備地域に指定された区域を土地利用の改変時に緑化を促す緑化重点地区の指定を追加するとともに、緑化重点地区内において市街地再開発事業や優良建築物等整備事業の対象とならない小規模な建て替え等において、緑の創出を支援する市独自の補助制度を創設したいと考えています。

続いて、5. 緑化重点地区の指定についてご説明します。

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条において、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項を緑の基本計画に定めることとされており、行政による重点的な緑化政策に加え、市民及び事業者等がそれぞれの立場で自主的な緑化を進めることが期待されます。

国土交通省が監修している新編緑の基本計画ハンドブックにおいて、緑化重点地区の対象となりうる地区の例示が10種類あり、そのうち本市に該当すると考えられる地区は次の3つになります。1つ目は駅前や多くの公共施設が立地している地区等、都市のシンボルとなる地区、2つ目は特に緑が少ない地区、3つ目は昨年9月1日に、にいがた2kmを含む都心部が都市再生緊急整備地域に指定を受けたことから、具体的な面的開発事業等が計画されている地区で、緑による環境整備を具体的に行う必要のある地区が該当する地区と考えております。

以上のように、本市の玄関口である新潟駅や、本市のシンボルである萬代橋、または古町といった、現状では緑が少ない都心軸周辺を緑化重点地区として、重点的に緑化することで、緑と花の豊かな本市のイメージを発信するとともに、美しくうるおいのある都市空間を形成していきます。

さらに、都市開発の促進効果が見込まれる都市再生緊急整備地域に指定された区域を緑化

重点地区にすることで、民間の再開発事業をはじめとする建物の建て替えなど、土地利用の改変時の緑化を促進していきます。

右の図は、都市再生緊急整備地域の指定区域と、公園緑地の現況図を重ねたものになります。都市再生緊急整備地域の指定区域を緑化重点地区とし、緑化重点地区における緑化の取組みの方針は、民間の再開発事業等による緑化の創出、さらに、民間の再開発事業等による緑の創出を誘導していくため、市独自の緑化助成制度を創設するとともに、引き続き官による取り組みとして、公共施設における緑の保全と創出についても実施していきます。

次のスライドに進みまして、6 緑化助成制度の創設についてご説明します。

助成の対象区域は、先ほどご説明した緑化重点地区に指定された区域になります。民有地のオープンスペース等において、緑の創出を行う際の費用を助成することで、民有地の積極的な緑化を誘導することが、本制度の目的となります。また、既存制度とのすみ分けについてですが、開発を促進するための支援措置として、施行区域が 5000 m<sup>2</sup>以上の場合には市街地再開発事業、1000 m<sup>2</sup>以上の場合には優良建築物等整備事業があり、この 2 つの補助対象となる経費のうち、共同施設整備費にオープンスペースなどの緑地整備費が含まれているため、新たな助成制度では、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業の対象とならない、小規模な建て替え等における建物の緑化を対象とし、さらなる民有地緑化の推進を図っていきます。助成対象となる緑化はイメージ図の地上部分の地上緑化、壁面緑化、屋上緑化が対象となります。

ここで、右上の助成率及び上限額については、委員の皆様からご意見をいただき、検討した結果と併せて次のスライドでご説明いたします。対象経費は記載のとおりとなります。

続いて、助成対象となる建築物についてですが、新築、既存建築ともに対象とし、新たなオープンスペースの整備は問いません。

ただし、助成を申請する前に、既に植栽されている樹木の修繕等は助成の対象となりません。次に助成を受けるための 3 つの条件についてご説明します。

まず、公開性についてです。公開性の条件は、一般の人が自由に立ち入ることができる建物や共有スペース、または道路から容易に見ることが出来る場所を対象とします。

また、地上緑化については、ブロック塀などの遮蔽物で隠れてしまう植栽は助成の対象になりません。

続いて最低緑化面積についてです。補助対象となる地上緑化、壁面緑化、屋上緑化の合計で、最低 5 m<sup>2</sup>以上新たに緑化することが条件となります。

また、プランターを使用する場合は、1 個あたりの容量が 50 リットル以上かつ容易に移動できないものを対象とします。

緑化面積は、新潟市公共施設緑化ガイドラインの算定基準に準じて算定します。最後の条件は、維持管理義務になります。事業完了後5年間は適切な維持管理を実施するとともに、それ以降も適切な維持管理に努めること。もし、維持管理義務を怠っていたことが明らかの場合、市は申請者に対して助成金の全額または一部返還を求めることができること。市から要請があった場合には、施行事例の提供や経過報告に協力すること。本制度を利用したことを示す表示板を設置することとし、イメージ図は右の図のとおりです。

続いて、効果的な緑化についての説明となります。朱文字で示した箇所は、委員の皆様からご意見を頂き、反映した箇所になります。高木性樹木の植栽に努めることとし、周辺の植栽との調和に配慮するよう努めること、四季の演出を考慮した植栽の樹種を選定するよう努めること、可能な範囲で新潟の特徴的な花や樹木を取り入れるよう努めること、新規の建物における緑化率については、敷地全体の面積の10%以上を目標とし、緑化率を算出するための緑化面積は、原則、地上緑化、壁面緑化、屋上緑化した面積の合計とすること、ただし、将来植栽することが可能となるオープンスペース部分についても緑化面積に加算できるものとします。

これまでご説明してきた本制度の助成条件や効果的な緑化等を記載したガイドラインの策定を予定しており、広く周知を行い、本制度の活用を促していきたいと考えております。

最後のまとめとなりますが、緑化重点地区の指定をみどりの基本計画に追加するとともに、緑化助成制度の創設を新たに行い、特にみどりが不足している都心部で、みどりの保全・創出、緑化の推進を重点的に取組んでいくことで、まちの商業ビルやマンション、公開空地には樹木や草花が咲き、豊かな緑と花が身近にあふれていて、うるおいが感じられ、その結果、多用な都市機能とみどりが調和した魅力ある良好な都市空間が形成されていくと考えており、その将来イメージ図が下のとおりになります。

次のスライドに進みまして、最後に、委員の皆様より多くのご意見を頂いた維持管理費の助成についてご説明します。まず、委員の皆様から頂きました主な意見としては、樹形を整えるための維持管理費の必要性壁面緑化に係る維持管理費の必要性維持管理について具体的な制度や費用補助の必要性などがありました。これを受け、他都市の事例を調査した結果、民有地で新たに緑化を創出する場合の助成制度はあるものの、維持管理費を助成している事例はありませんでした。また、市街地再開発事業などの既存事業においても、維持管理費に関する補助はありませんでした。そこで、他都市の民有地における緑化助成制度について再度調査してみました。他都市の民有地における緑化助成制度の結果は表のとおりであり、他都市の事例を参考に、第53回緑化審議会でお示しした助成率及び上限額を設定しています。他都市の民有地における緑化助成制度について再度確認したところ、維持管理費だけで

なく、初期費用の自己負担額が大きい等の理由から、助成制度の活用実績が少ない状況であり、堺市や京都市など、制度を終了した都市があるほか、制度内容の見直しを検討している都市もありました。

以上のことをまとめますと、他都市においては、維持管理費を助成している事例はありませんでしたが、他都市の調査結果より、初期費用も含めた自己負担額が大きいなどの理由で緑化助成制度を効果的に活用できていないことが分かったことから、本市における助成制度については、自己負担額を軽減するための対応が必要だと考えました。

そこで、自己負担軽減に向けた対応として、当初の助成率の2分の1に、5年間の維持費を上乗せすることとし、助成率を2分の1から3分の2に増やします。これにより、維持管理費を含む、複数年にわたる緑化に係る経費全体の負担を軽減できると考えています。なお、制度運用に向けて、助成率や上限額については、今後も精査を継続していきます。以上で私からの説明は終わります。

(岡崎委員)

ありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ご意見ご質問などございましたらお願いいたします。

私は前回欠席でしたが、前回の皆様からの意見については、事務局の方でまとめていただきました資料を拝見しました。例えばこの回答についてご意見があればお願いします。

ちなみに、今回の各委員からのご意見については別途、事務局からの説明はありますか。

(事務局：長谷川)

説明は割愛したいと考えていました。

(岡崎会長)

はい。わかりました。

今回で一応意見を伺うのが最後ですよ。今後パブコメに入って、設定する手続きに入っていきますのでチャンスとしては今回が最後となるということでもよろしいでしょうか。

(事務局（長谷川）)

緑化重点地区につきましては次の審議会で諮問を図って決定したいと考えています。

(岡崎会長)

もう1回あるということですか。

(事務局（長谷川）)

はい。助成額についてはパブリックコメントの意見や施工する事業者さんへのヒアリング等検討していますので、あくまでも今回は素案という形で提示させていただいています。



(岡崎会長)

わかりました。もう少し時間はあるかと思いますが、早めに意見を言った方がいいと思います。

(岩田委員)

都心部の緑化推進は望ましい方向であると考えます。一方で、今回の緑化重点地区と緑化助成制度にも関連すると思うのですが、以前の会議の中で、岡崎委員の方から「お金をかけない緑化の方法もありますよ。」と言うようなお話を伺ったような記憶がありますが、その時はその話は深まらなかったのですが、そういった手法等があれば教えていただけたらいいなと思って質問させていただきたいのですが。

(岡崎会長)

私が述べた趣旨について説明したいと思います。いくつかありますが一つは公園のことですが、公園のいろんな設備を充実させるには当然お金がかかるのですが、たとえば海外だと、特に何もなくてただ広場という公園もたくさんあって、そういうのもあっていいと思うことがひとつ。

もう一つは、民有地の緑化が大事となるとと思いますが、それについては都市緑地法にメニューが6つくらいあるのですね。そのうち新潟市でもやっているのが2つくらいしかなくて、他にも色々あるので、私が委員になった20年前からずっとお願いは度々させていただいているのですが、他に色々メニューがあって、民間の協力、合意形成等があるので数年から10年単位で時間をかけてやっていかないと出来ないことではありますが、そういうことをできるがやっていないことがあるので、それは補助金を出すとかの話ではありませんので、お金のかからないことも検討してほしいなという話を時々させていただいています。

たとえば民有地の開発に伴って緑化率みたいなものを設定してやるというのはメニューにあって、仙台市などもやっていますし、あと市民緑地と言いまして民有地をボランティア等で管理してあるいは相続税を安くしてメリットの代わりに公園のように一部を開放していただく等、そういうのがいくつかありまして、やっているところはやっていますので、そういうことも検討いただければという趣旨で申し上げた次第です。

事務局の方はいかがでしょうか。

(事務局(長谷川))

事務局の長谷川です。今お話がありましたメニューがあまり使われていないという点につきまして、緑化重点地区に指定を受けることで使えるメニューも増えてきています。例えばその一つが今ほど話のあった市民緑地認定制度の活用ができるといったことがあります。このため、民有地緑化を進めるための1つとして、まずは緑化重点地区を指定することが必要

だと考えています。

(岡崎会長)

緑化重点地区指定をやることは一歩前進ということで、大変良いと私も思っています。ただ課題として言えば範囲がすごく狭いので、中々色々メニューを使いこなせる範囲ではないなということもありまして、私が申し上げているメニューは一般には全市的にやるもので、そういった意味で今後折をみて検討していただきたいと思っています。

(事務局(高島))

岡崎先生のお話がありましたように、仙台市とか名古屋とか1,000㎡以上の建て替えを行う時には10%以上の緑被をするという、緑化地域制度は他都市では始まっています。

新潟市でもいずれはそのような形をとっていきたいとは思いますが、いきなりとなるとちょっと難しいということで、まず第一弾としてこの都心の部分を緑化重点地域として、必ず10%を出すというわけではありませんが、そこを目指してやっていきたいと思いますという、将来的な部分を視野に入れながら、今回重点地区を設定していきたいと考えているものであります。

(岡崎会長)

ありがとうございました。ぜひそのように進めて頂けたらと思います。

皆さん考えている間に私から一つ。皆さんから頂いた意見の中に補助金をうまく使っていたための推進体制としていろんな方が参加して進めるような仕組みがあったらいいなという意見があったかと思うのですが、新しく組織を立ち上げるのは大変ですし、声掛けたから参加していただけるわけではないので、難しい面があると理解できます。

ただ補助金制度を作ったからすぐ進むわけでもないで色々な働き掛けが必要になるかと思うのですが、これから事業者さんに意見を聞いてみたりしてと、制度の周知とか利用の促進みたいなことについての進め方とかについては、調査票に書いてある体制作りみたいなことを含めて事務局の何か提案できるものがあればお願いします。

(事務局(長谷川))

ご意見ありがとうございました。具体的な体制作りは時間がかかるので今すぐの回答は難しいですが、2023年に緑の基本計画の第3次実施計画が始まりますので、それに向けて体制を整えて行かなければいけないと考えていますので、関係する都市政策部と連携しながら、また、既存の体制を活用しながら広報を図っていききたいと現時点では考えています。

(岡崎委員)

中心協のエリアとも重なる部分がありますので、まちづくり推進課とも連携しながら進めてはどうかと思います。

前回議長を務めていただきました村上委員から何かございますでしょうか。

(村上委員)

委員の皆様から多くの意見が出ている印象を受けました。今回の新しい資料として、自己負担額の軽減など、その背景には他の都市の制度や活用状況を踏まえての検討がなされているようですが、やはり制度を作るだけで促進するわけではないというものかと思います。促進させる働きが必要なのかなと改めて思いました。

(岡崎委員)

ありがとうございました。

今回報告から、他都市でも制度を見直したりやめたりしていることが分かりました。このにいがた 2 km という場所は、土地柄緑化をやりにくい場所であり、だからこそ補助金を入れて取り組む必要があるのかもしれませんが、加えて再開発や優建など大きい事業を除いていることから、簡単には活用する方が出てきづらいのではと感じています。

個人的には、利用する人が少ないと財政部局からの指摘もあるかと思いますが、そもそも難しいことにチャレンジしているので、簡単にはやめずに続けてほしいなと感じています。

(椎谷委員)

6 つの基本方針の中で、安心安全や環境への配慮に関する緑の機能強化を図りますと書かれており、その 12 の方策の中で、災害に強い都市のための緑の配置と書かれていたので、その緑の配置がどのように災害に強い事なのかと質問させていただきました。

これについて調査票では NO. 20 でご回答いただきまして、植栽による延焼遮断など安全安心な都市を形成するとあり、延焼しないような木があるということを知りまして、こういったことをぜひ市民の方にも教えたらと思いました。前回は無かったですが、具体的ターゲットを見つけた方がいいかなと思いました。

(事務局 (長谷川) )

事務局の長谷川です。今ほど椎谷委員から回答いただいたものは、前回の説明スライドの中であった内容で詳細について配布した資料は無く、緑の基本計画に載っているものを椎谷委員にまず回答したという内容ですので、もしであれば委員の皆さまの緑の基本計画の概要版の所に、今ほど椎谷委員から話があった防災に関する事項が載っていますのでそちらを確認していただければと思います。

(佐藤委員)

申請前にすでに植栽されている樹木の修繕等は助成の対象としないとありますが、既存の植栽ますがあるところで、植栽ますをグレードアップする、大きくしていくことは対象になりますか。

(事務局 (長谷川) )

ご意見ありがとうございました。樹木の更新、新しいものを植樹する際、よりいいものを作るという観点であれば、まだ確定ではありませんがそれについても補助の対象にできるように検討を進めていきたいと考えております。

(横山委員)

調査票の方に花に関して記載させていただきましたが、制度に盛り込んでいただきありがとうございました。私は、花木は花の咲く樹木のイメージで書きましたが、花と樹木と記載していただけたこと、うれしく思います。

また、こういったことの周知について既存の組織を活用する中で、町内や小さな団体の他、小学校やひまわり学級など、子ども達のグループも活用できると良いのではと思いました。

(事務局 (長谷川) )

横山委員ご意見ありがとうございました。子供や学生など、色んな世代を問わず多くの方を巻き込みながら、緑化の機運の醸成も重要となってくるので、組織体制を作る際には頂いたご意見を参考に検討していきたいと思っております。

(佐藤委員)

横山委員のご意見に対して、萬代橋で保育園が育てたチューリップのプランターを毎年置いていたかと記憶しているが、回数を増やしたり、プランターを大きくしたりといったグレードアップの取り組みもご検討いただけたらと思っております。

(事務局 (長谷川) )

佐藤委員ご意見ありがとうございました。ひまわりについては、おそらく萬代橋プランターで、当課が行っているフラワーパートナー事業でご協力頂いております、みどり幼稚園さんが植栽したものだと思います。今フラワーパートナー等でも企業だけでなく幼稚園とかの団体さんとも協力しながら植栽の方を進めていますので、引き続き今の事業を継続、または拡大していけたらと考えています。

(佐藤委員の発言にありました、保育園が育てたチューリップについては、現在も、毎年4月に萬代橋周辺で行っている萬代橋チューリップフェスティバルのことと思われます。)

(指村委員)

6番の効果的な緑化として、新潟の特徴的な、と入れていただきありがとうございました。特徴的なという言葉が分かりにくかったかなと心配しています。前回はなるべく新潟に自生しているような植物を使うと良いのではとイメージして発言しましたが、自生の方が分かりにくい言葉かもしれません。表現について少し考えていただけたらと思っております。

もし新潟に生育している植物を使っていくということならば、先の話になるかもしれませ

んが、他の団体と協力するときに、山から取ってきた自生の苗を育てて植えるなど、自然に配慮した植栽の方向にもっていくこともできるのではと思いました。

皆さんが取り組んでもらえるような周知については、商業施設が多いところなので、積極的に緑化に参加していることを宣伝して、利益につながるような形に還元できると、取り入れる方も増えるのではないかと思います。

(事務局 (長谷川) )

指村委員ご意見ありがとうございます。前回の指村委員から頂いた意見の内容で自生という書き方は何も考えず置いておいた言葉なので、言葉本来の意味については今後、気をつけながら使用したいと思います。

前回の話の中で新潟らしい樹木をとという話がありましたが、それについては新潟らしい樹木を植栽してくれるような形で周知を広げていきたいと思っています。

周知の方法についても意見を頂いたので今ほど頂いた内容を参考に今後の周知の方法を検討させていただきたいと思います。

(菊野委員)

先ほど村上委員から指摘のあった、他の自治体の緑化助成制度の活用実績が少ない状況にある、その理由の一つとして初期費用の負担額が大きいとあげられていましたが、その他に理由がありましたら教えていただけますでしょうか。

(事務局 (長谷川) )

使われていない内容としまして例えばさいたま市さんですと、屋上緑化と壁面緑化について手厚く補助の制度をしているのですが、緑視、要は目に見える緑化の効果という観点から、今の時代使われていないということを電話で確認しました。

そういった中で緑視効果の高い地上の緑化に制度内容を変えて今後実施していこうという話を伺っています。一つの事例で申し訳ありませんが以上になります。

(菊野委員)

もしかすると、新潟市で制度を運用された中で、同じような課題が上がってくると想定されるならば、現計画の段階で対策を盛り込んでいくことも一つの手ではないかと考えます。

(事務局 (長谷川) )

菊野委員ご意見ありがとうございます。今の素案については、上限額や助成率の内容については、今回示させていただいているのですが、やはり実際使われるのは、事業者さんがメインになってくると思いますので、先ほど少しだけお話させていただいたのですが、使う事業者さんのご意見を聞きたいなということで色々ヒアリングを行っていきながら制度内容を固めて運用を進めていきたいと考えています。

(村上委員)

さいたまの緑化助成制度に関して緑視率の向上に繋がるよう助成制度を使ってもらいたいという観点があることについて、新潟市の助成制度で考えると、地上から、特に歩行者からの視点からどうかと考えたときに、公開性等の条件などが盛り込まれていて、今進めようとしていることは、緑視率の向上に寄与するのではないか、また、かなり意識している部分なのではないかと感じました。

(岡崎委員)

今の話でいうと、地上部分にそもそも土地が無いため、なかなか難しいとは思いますが。特に小さなエリアとなる特に。いろいろ取り組みながら進めていかないといけないと思いますし、そう簡単にはいかないと予測されます。

(事務局(長谷川))

皆様色々ご意見を頂きまして誠にありがとうございました。今出させていただいた案を素案としまして、前回の緑化審議会のスケジュールのところでもご説明させていただいたのですが、これから議会の報告に加えまして、3月の頭にパブリックコメントを実施していきたいと思います。こちらの素案で進めさせて頂き、その後、年度が替わりまして令和4年度にパブコメ等の意見を反映した内容について皆さまにご提示させていただきたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(岡崎委員)

本日の議事は以上となりますが全体を通して何かご意見がありましたらお願いします。

(椎谷委員)

たくさんの緑が増えることは市民のみなさんも喜ぶと思います。実際に申請する企業が多く手を挙げていただきたいことから、これまでの事例やメリットデメリット、予測されることをしっかり伝えていただけたら良いのではと思います。

(岡崎委員)

本日の議事は終了となります、ご協力ありがとうございました。

では議事を事務局にお返しいたします。

(司会)

ありがとうございました。先ほど説明がありましたけれども、この後素案をもって、市議会、パブリックコメントを経て、年度変わって改めて内容を検討したいと思っています。

そして今回の議事の内容につきましても改めてこちらで整理しまして、委員の皆様にお送りいたしまして確認して頂いた後、公開したいと考えています。

本日は大変ありがとうございました。